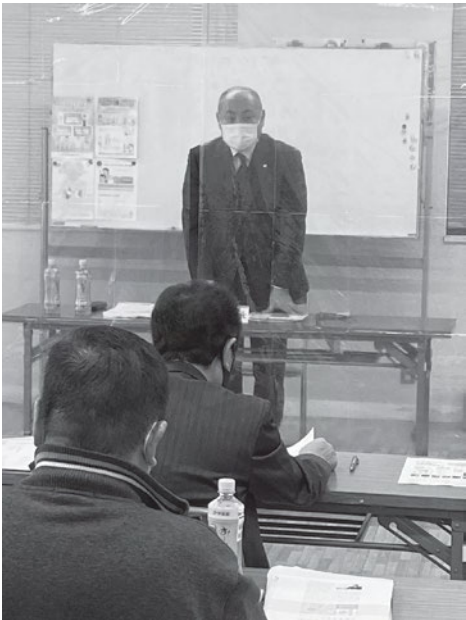




第607号

発行所
山形県理容生活衛生同業組合
〒990-0834 山形県山形市清住町3-2-65
電話 (023) 645-3525 (代)
ホームページアドレス <http://yamagata-riyou.jp/>
Eメールアドレス yamagata@riyo.or.jp
発行者／富樫憲雄 編集者／上林 浩
購読料 1部10円 2ヶ月に1回発行
組合員の購読料は賦課金の中に含まれて居ります

第4回理事会報告 2月15日(月)
山形県理容会館



今年度はコロナ対策に追われてきましたが、次年度はコロナ対策に加えてアフターコロナ時代へ向けての理事会となりました。

はじめに理事長挨拶で「震災等の自然災害が続く中で組合員が安心して営業できるためにも今まで以上に全国理容生活衛生同業組合共済の拡充が各店にとって大事になっていきます。」という言葉がありました。

コロナ禍で社会が激変する中、自然災害などで先の見えない時代にこれまで以上に理容組合と会員そして会員同士の連携で生産性を上げる努力が必要です。加えて各店舗が安心して日々営業が出来るように共済の重要性が上がって来ております。

特に賠償責任補償共済は組合員だけが加入でき、理容業の特異性に配慮し、年間1300円でこれだけの補償は他では見当たりません。

今号は、『賠償責任補償共済特集』としておりますのでご覧ください。

今年度の諸事業もコロナ対策を施しながら各事業を再開する方向で準備しております。皆様にも表記の事業計画を前向きに検討していただきながら再開出来ることを楽しみにしております。

生産性向上マニュアル講習会

2月15日(月)午前10時30分より第4回理事会が開催されました。

理事会に先立ち、税理士・社会福祉労務士の都筑正之講師による『生産性向上ガイドラインマニュアル』についての講習会を開催し理容店にとつての生産性アップのポイントをお話しいただきました。

お話の中で「多くの理容店はメニュー表をもっと利用したらどうですか。」という提案がありました。

各お店の特徴を生かしたキメ細かなメニューを作り、お客様が楽しみながら見ることでできるメニュー表を作り、S



NS等を利用して商品やスタップを発信し低料金店との違いをはっきりと打ち出した方が良いのではないかという事でした。

又、料金の消費税表示については税別表示のみは3月よりだめになります。

税込み表示にしなければなら



りません。

この様な事を注意しながら前向きに対応していきたいものです。

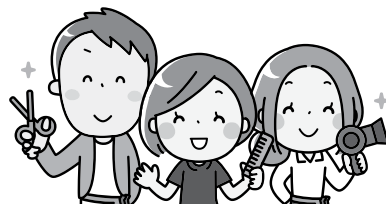
月日	諸会議・行事
4月5日	各支部総会（南陽・最上・酒田支部）
4月12日	各支部総会（北村山・山形・長井・天童・飽海・上山・東村山支部）
4月18日	各支部総会（庄内中央支部）
4月19日	各支部総会（寒河江・米沢・鶴岡支部） 予算編成会議・会計監査会
4月26日	第1回理事会（現理事・監事・議長・新理事）
5月10日	第2回理事会・通常総会・第65回通常総代会
5月24日	第1回常任理事会
6月7日	第1回三役会・ グラウンドゴルフ大会（中山町 ひまわりグラウンドゴルフ場）
6月14日	共済部長会議
6月21日	東北理容競技大会 （上山市体育文化センター エコホール）
7月5日	第3回理事会
8月2日	第2回三役会
9月13日	理容ボランティアの日（庄内B）・ 第3回三役会・理容文化展（ゆめりあ）
9月27日	第73回全国理容競技大会（神奈川県）
10月4日	ビニールバレーボール大会
10月25日	第4回理事会
11月8日	第4回三役会 組合講習の日（3ブロック同日開催）
12月6日	第5回三役会
1月17日	第2回常任理事会
2月14日	第5回理事会
3月7日	第6回三役会
3月28日	互助会理事会・第6回理事会

今こそ理容組合が たのもしい～！

賠償責任補償共済特集

掛金(年額) 掛捨て

組合全員加入の場合	1,300円
個人加入の場合	1,400円



組合員のみが
加入できます。

理容店の設備に起因した事故

サインポールや看板をきちんと設置していなかったために、倒れたりして第三者にケガをさせたとき。



床が濡れてすべりやすい状態であるのを放置していたため、顧客等が転んでケガをしたとき。



店内の設備(器具ケース、ショーケース、棚等)がきちんと管理されていないために倒れたり、落下したりして顧客がケガをしたとき。



顧客より預かった現金、受託物の事故

顧客より預かった携帯品(メガネ、傘、衣類等)の盗難、紛失、き損および現金(1事故1万円、補償期間中500万円限度)が盗難にあったとき。



理容店の業務を原因とする事故

施術中に誤って顧客にケガや火傷をさせたり、衣類等を汚したとき。



エステ(BBエステティック)中に不注意により、顧客の顔面や身体に皮膚炎を起こしたり、損傷したとき。



顔そり後、化粧品や薬液等の使用により顧客の頭部や顔面に皮膚炎を起こしたり、損傷したとき。



訪問理容業務(施術)中に誤って顧客にケガや火傷をさせたり、衣類等を汚したとき。



もし事故が起ったら

- 事故状況に応じて、被害者への応急手当を行ったり、また病院へ護送するなど適切な対応をお取りください。
- ①なお、この段階でお客さまから示談金の意味で現金を要求される場合がありますが、絶対に現金は支払わないでください。
- ②補償額が決定する前に示談しますと、全額補償されない場合がありますので、補償額が決定してから示談してください。
- ③もし脅迫や営業妨害されるなど、危険が生じたらただちに警察および支部・組合に連絡してください。
- 事故が発生したら、速やかに支部・組合へ事故の状況を報告してください。
- 対人事故の場合は、内容によっては被害が大きく賠償額も大きくなる場合がありますので特にご注意ください。
- 事故報告書(所定用紙)には、事故の状況を詳細にご記入ください。



- 対物事故の被害品が回収されない場合は、補償額が減額されることがありますので、被害品は必ず回収してください。メガネ、レンズの破損についても、必ず理容店および組合で、被害品を保管してください。



貴方のお店は 安心して営業できていますか？

万が一新型コロナウイルス感染症に罹患した場合にも保証の対象に成りました。

※詳しくは自分の加入保険を確認しながら各支部共済部長に確認してみてください。



- お悔やみ申し上げます
- 庄内中央支部 池田 登美(本人) 享年 八十八歳 令和2年12月13日
 - 長井支部 鈴木 勇(本人) 享年 七十六歳 令和3年2月7日
 - 鶴岡支部 上林 浩(母)澄子 享年 九十三歳 令和3年1月11日
 - 鶴岡支部 後藤 一夫(母)ナツヨ 享年 百一歳 令和2年12月1日
 - 上山支部 三浦 章則(母)静子 享年 八十九歳 令和3年2月1日
 - 上山支部 吉田 和博(本人) 享年 七十八歳 令和3年2月15日
 - 鶴岡支部 上野 健(弟)実 享年 八十三歳 令和3年2月24日

補償限度額

対人事故(身体賠償事故)	1名につき	3,000万円
	1事故につき	6,000万円
対物事故(財物賠償事故)	1事故につき	300万円
現金盗難	1事故につき	1万円

自己負担金(免責金額): なし

補 償 内 容

1. 被害者に対して支払う損害賠償金

治療費、文書料、慰謝料、修理費、代替品購入費、クリーニング代などが対象となります。

2. 損害の防止・軽減に必要な費用

応急手当費用、病院への護送費用など

3. 争訟費用

争訟費用(弁護士費用など)は、すべて事前に損保ジャパンの承認が必要です。訴訟、仲裁、和解、調停となる場合、または予想される場合は速やかにご報告ください。

訪問理容中に起こる事故とお支払い可否のガイドライン

有責・無責かは理容業務中か否かで決まります。

可 のとき

病院・福祉施設・自宅など

- ・施術中の対人事故
※第三者であれば顧客・付添者を問わず
- ・施術中に椅子から洗面台へ移動する時の補助の不注意による対人事故
※理容業務中と判断
- ・理容業務中に床をヘアダイで汚損した対物事故
※理容業務中の不注意と判断

- ・預かった顧客の財物(眼鏡など)に対する賠償事故
※受託者賠償
- ・車椅子のお客さまを理容施術のため別部屋へ移動する時の、不注意による対人事故
- ・エレベーターで移動中の不注意による対人・対物事故

不可 のとき

- 自動車で搬送 身障者を自動車で搬送中の対人事故
- 海 外 海外での訪問理容における事故